

○山梨学院短期大学特別任用教員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第2項の規定に基づき、多様な人材を確保し、山梨学院短期大学（以下「本短期大学」という。）の教育・研究体制の充実を図るために、任期を定めて任用する特別任用教員（以下「特任教員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 特任教員とは、職務及び期間を限定して任用する本短期大学の専任教員をいう。

(資格)

第3条 特任教員は、本大学が教育・研究上特に必要とする者で、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 専門分野において優れた教育・研究業績を有する者又は実務において特に優れた知識及び経験を有する者

(2) 学術・文化について優れた業績を有する者又はそれと同等以上の知識及び経験を有する者
(身分)

第4条 特任教員の身分は、特任教授、特任准教授、特任講師とし、任期中の業績により昇格を認めることができる。

(職務)

第5条 特任教員は、本短期大学における教育・研究、その他教授会の定める職務に従事する。

(任用期間)

第6条 特任教員の任用期間は、3年を超えないものとする。ただし、本短期大学が必要と認めた場合は、再任することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特任教員としての任用期間は、通算して10年を超えることはできない。

(任用の手續)

第7条 特任教員の任用は、専任教員任用手續に準ずるものとする。

(定年)

第8条 特任教員の定年年齢は満65歳とし、定年年齢に達した日の属する年度の末日をもって、定年退職するものとする。ただし、所属長の委嘱期間延長申請に基づき、理事長がこれを認めた場合は、雇用契約を延長することができる。

(待遇)

第9条 特任教員に適用される待遇については、別に定める。

(運用の細目)

第10条 この規程の運用に必要な細目は、別に定める。

(規程の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、山梨学院教職員就業規則その他の規程を準用する。

(規程の変更)

第12条 この規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。